












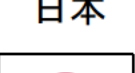
1. 航空機に搭載する無線局の免許制度について

	無線局の免許発給機関	無線局の免許制度
米国 	連邦通信委員会 (FCC)	FCCが航空機の用途に応じた無線局免許を発給 免許後の無線設備の変更等の手続きはない 有効期間は10年(再免許可) 国内のみを航行する等条件に合致する航空機は免許不要
英国 	Ofcomの代理人として、英国民間航空局(CAA)の航空政策部局(DAP)が発給	CAAがOfcomの代理として無線局免許も発給。 ただし、Ofcomは無線通信に関する部分、CAAは航空機の耐空性に関する部分について責任を負っている。
仏国 	エコロジー・持続成長・エネルギー省民間航空総局(DGAC)が発給	DGACが発給した耐空証明のデータベースの中に無線設備に関する情報も含めて管理。
独国 	無線局の免許については「連邦ネットワーク庁」、耐空証明は「連邦航空局(LBA)」が発給	連邦ネットワーク庁は電波の有効利用の観点で免許を管理。 LBAは、安全保安設備としての無線設備の管理を行っている。
韓国 	韓国放送通信委員会(KCC)の下部機関である電波管理所(CRMO)	CRMOが発給した無線局の免許情報をKCCでも総括的に管理。
日本 	総務省(総合通信局等を含む。)	総務省が発給した無線局の免許情報をデータベース化して管理。

2. 航空機に搭載する無線局の検査制度について

	無線局の検査実施主体	登録検査等事業者の有無	検査実施周期	検査制度の根拠規定	検査の内容	検査にかかる費用
 米国	航空機運航者、無線機器製造者及び認定修理事業者	無	ATCトランスポンダは24ヶ月毎、ELTは12ヶ月毎 他の機器はオンコンディションで実施	ATCトランスポンダ:FAA規則14CFR91.413 ELT:FAA規則14CFR91.207 他の設備:FCC規則14CFR87.69	航空機の型式毎に航空機メーカーが指定	整備費用の内数
 英国	整備機関又は整備資格を有した技術者(ただし、CAAによるサンプル検査も有り)	航空機所有者又は運用者が登録検査等事業者に該当	航空機製造事業者が策定するマニュアルに従って実施	航空機製造事業者が策定するマニュアルに従って実施	目視検査及び機能チェック	整備費用の内数
 仏国	航空機耐空証明会社(Air France等の航空運送事業者等)等が実施。その結果を航空安全協会(OSAC)がチェック。	航空機耐空証明会社が登録検査等事業者に該当	航空機耐空証明会社が2年毎に実施(その結果をOSACが抜き打ちでチェックする。)	2011年4月18日航空無線に関する省令	地上テスト(ベンチテスト)及びフライトテスト	免許人の規模等により費用は異なるが、OSACが手数料を年毎に徴収
 独国	航空機整備事業者(ルフハンザ・テック社等)のエンジニア(LBAに登録された者)抜き打ち検査及び混信が生じ、その原因が不明な場合は連邦ネットワーク庁	航空機整備事業者が登録検査等事業者に該当	航空機整備事業者がLBAに事前に届け出た周期(連邦ネットワーク庁の検査は、抜き打ち及び混信が生じ、その原因が不明な場合に実施)	航空機整備事業者がMPD及び経験により積み上げられた情報等を加味して作成し、LBAに届け出る「Customized Job Card」連邦ネットワーク庁が行う検査については電気通信法第64条	航空機整備事業者がLBAに届け出た内容毎に異なる。(ベンチテストとフライトテストを行う航空機整備事業者もある。)連邦ネットワーク庁が行う検査では、ベンチテストは行わない。	整備費用の内数(連邦ネットワーク庁が行う検査については手数料無し。)
 韓国	民間の大型機は韓国放送通信電波振興院(KCA) 国所属の航空機や小型機はCRMO	KCAが登録検査等事業者に該当	大型機は毎年 小型機(ヘリ、セスナ等)は2年毎 ウルトラライトプレーンは5年毎	電波法令(電波法施行規則、告示等を含む。)	ベンチチェック(無線設備を航空機に装着したままで地上において発射する電波を測定)フライトチェックは無い。	KCAが徴収する検査手数料は70万から80万ウォン(約49,000~56,000円)
 日本	総務省(総合通信局)又は登録検査等事業者	有	1年毎	電波法令	ベンチチェック、フライトチェック、書類確認等	書面検査の場合は2550円(最大でも20万円程度) ²

3. 共通予備制度について

	共通予備制度の有無	制度の概要
米国 	予備品証明のある機器であれば共通使用可能	FAAの予備品証明 (FAA Form8130-3) があるものは共通使用可能
英国 	航空機に装備する全ての無線設備は、その設置に際してCAAの許可を要する。	航空機に搭載する無線設備の新設又は変更については、CAAの下部組織であるDAPIに直接申請することを要する。
仏国 	無線設備の型式が同じものであれば共通使用可能 (ただし、OSACが機器毎に異なるコードにより番号管理を実施)	「無線局の免許と適合性」という規則に規定 (OSACが機器毎に異なるコードにより、どの航空機にどの無線設備が装着されているのかをDB化して管理している。)
独国 	無線設備の型式が同じものであれば共通使用可能	どの型式の無線設備がどの航空機に搭載されているかについての情報は、欧州航空安全庁 (EASA) がDB化して管理
韓国 	無し	—
日本 	有り	電波の型式や周波数、空中線電力が同一である等の条件を満たせば事前登録により無線設備を共用可能